

社会福祉法人誠光会 役員報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠光会（以下「法人」という。）の理事・監事及び評議員等の報酬及び旅費規程について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は以下に定める。

- (1) 理事会・評議員会の出席及び監事監査等に対する報酬は1回10,000円とする。
- (2) 理事長については、法人の業務に携わった場合、半日（4時間未満）10,000円、1日（4時間以上）20,000円とする。（ただし、連続して3日間以上携わる場合があるため、その場合は3日までとする。）
- (3) 他の役員等が法人・施設の業務等に携わった場合、半日（4時間未満）5,000円、1日（4時間以上）10,000円とする。

(旅費交通費)

第3条 法人役員等が、理事会及び評議員会又は、その他法人業務等で来荘した場合の交通費については下記の通りです。ただし、居住地が渋川市渋川の役員は支給しない。

- (1) 自家用車使用の場合1キロ20円とする。
 - (2) 高速自動車道の使用が必要と認められた場合はその実費とする。
 - (3) 交通機関を利用した場合その実費とする。
- 2 法人役員が、理事会及び評議員会又は、その他法人業務等で来荘して宿泊が必要な場合、その実費とする。
 - 3 上記以外の旅費交通費については、社会福祉法人誠光会誠光荘の旅費規程による。

(改正)

第4条 この改正は評議員会の決議による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から適用し、施行する。

この規定は、平成26年4月1日から適用し、施行する。

この規定は、平成29年4月1日から適用し、施行する。